

平成16年度 第1回 新潟市水道局入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成16年 4月14日(水) 新潟市水道局 3階 第3会議室		
内 容	1 委員の委嘱 2 委員長及び委員長代理の選出 3 水道事業の概要 4 新潟市水道局入札監視委員会設置要綱について 5 新潟市水道局の入札・契約制度について 6 次回定例会議の開催について ・運営方法(審議案件の抽出方法など) ・次回日程		
委 員 (委員数 5名) (出席数 5名)	委員長	沢田 克己(新潟大学法学部 教授)	(出席)
	委員長代理	斉木 悦男(坂井・斉木法律事務所 弁護士)	(出席)
	委 員	佐田 克己 (北陸ガス(株)新潟支社 取締役支社長)	(出席)
	委 員	佐藤 昭二	(出席)
	委 員	藤崎 俊晃(会社員)	(出席)
審議対象期間	平成 一年 一月 一日 ~ 平成 一年 一月 一日		
抽 出 案 件	一 件(対象工事総件数 一 件)		
制限付き 一般競争入札	一件	委嘱状交付のため、抽出案件なし	
指名競争入札	一件	委嘱状交付のため、抽出案件なし	
随意契約	一件	委嘱状交付のため、抽出案件なし	
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回 答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし		

質問・意見	回 答
<p>・信濃川浄水場は、12年度から17年度までの5ヵ年継続事業であるが、単年度毎に入札を行うものなのか。当初に一括行うのか、事業毎に行うのか。</p>	<p>・発注工事毎による。信濃川浄水場建設事業のようなビッグプロジェクトの場合、複数年度に渡る工期を設定するケースが多々ある。公営企業の場合、継続費の枠が認められているため、この中で支出負担行為を行う。</p>
<p>・信濃川浄水場建設事業の平成16年度の執行率は41%、約90億円との事だが、5年間の事業計画の中でこの年度が増えている理由は。</p>	<p>・2・3年前に発注した工事が16年度に集中する。16年度の出来形に対する予算執行が増えるため、そのような結果となる。</p>
<p>・浄水場施設整備事業において、老朽施設の更新ならびに改良というのは、そのまま以前の契約業者に発注するのか。</p>	<p>・施設の更新の規模によって異なる。 施設の全体の中の部分的なものであれば、材料の汎用性や業者の技術力など設置業者の技術力でないといけないものなど限定されたもの以外は指名競争入札で行う。</p>
<p>・「新潟市水道局入札監視委員会設置要綱」の再苦情制度について、詳細な規定があるのか。 また、第8条の「却下すべき場合を除き」のうち「期間を過ぎた場合」というのは、どのくらいの期間なのか。</p>	<p>・「新潟市水道局発注工事に関する苦情処理要領」を定めてある。 期間については、苦情処理要領において、一次苦情の申し立ては入札結果の公表日から起算して7日以内、再苦情は、苦情の申し立ての回答を受けて7日以内としている。</p>
<p>・会議の一部非公開について、非公開情報に該当する情報として、再苦情処理会議で入札手続に関する案件の場合、非公開は入札関係資料における工事内訳書と解釈してよいのか。または、入札手続きに関するものが全て非公開ということなのか。</p>	<p>・工事費内訳書のみを指す。 なお、一部非公開については、議事の中に非公開情報が含まれる場合であって、申し立てがある場合は、情報公開審査会において審査されることとなる。</p>
<p>・工事費の内訳は、非公開情報とあるが、会議の中では公開可能なのか。</p>	<p>・会議の中では公開であり、一般の方には公開しないということである。</p>
<p>・新潟市では、電子入札をスタートさせるが、水道局では、どういうスケジュールになっているのか。</p>	<p>・発注権者は違うが、市の電子入札制度に乗せていただくことで電子入札システムの導入を予定している。</p>
<p>・配水管等布設工事のうち、新潟市の指定給水装置工事事業者の取扱いを教えてください。</p>	<p>・配水管等布設工事の指定給水装置工事事業者以外の業者は、いわゆる建設業者であり、土木一式工事と評点・ランクとも同一としている。 対し、指定給水工事業者は給水装置工事を主とする、いわゆる水道工事店が対象となっており、評点については土木一式の評点を用いている。なお、格付けについては、水道工事店の行う工事の規模が小さいことから、一般の建設業者とは異なった格付けを行っている。 発注に関しては、給水装置工事事業者の発注工事であれば、指名は指定工事店のみ。また、建設工事業者だけの指名であれば、指定給水装置工事業者は指名しないといった線引きをしている。</p>

質問・意見	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・給水装置工事業者とそれ以外の業者の相指名は行わないとの事だが、基準の中に明確に表示されているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・明示していないが、給水装置工事業者を指名する工事は、口径200ミリ以下。建設業者は口径250ミリ以上というように水道管の口径で区分している。
<ul style="list-style-type: none"> ・口径により技術的に差異はあるのか。 	<p>配水管布設工事は建設業法では土木一式工事という業種に該当するが、口径が小さければ掘削幅も狭く、埋設深度も浅くなる。</p> <p>口径200ミリ以下であれば軽微な工事であるという判断から指定工事店。また、250ミリ以上であれば、土木的要素が多く、技術力が必要となるため建設業者の範疇としている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・口径のみの区分けなのか。金額、工事延長では考慮しないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金額、工事延長についての考慮はしていない。あくまで口径で区分けしている。
<ul style="list-style-type: none"> ・指定工事業業者で指名している業者は、何社くらいあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定工事業業者の中で、水道局の発注を受けたいという参加申込書を出している業者が55社ある。
<ul style="list-style-type: none"> ・土木のAランクを持っていれば、指定工事業業者の指定を受けられるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格・要件は必要であるが、申請により指定を受けることができる。
<ul style="list-style-type: none"> ・口径による線引きは、競争性を高めるといった観点からすると理解しにくいですが、中小企業の方の育成という配慮があるのではないかと思います。競争の促進と、中小職場事業者の育成といった兼ね合いが問題となる。 	
<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の審議対象工事の抽出を斉木委員に委任 ・次回は、5月24日に開催予定 	